

2019 年度熊本文化プログラム支援事業募集要項

【目的】

2019 年に開催されるラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会及び 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「国際スポーツ大会」という)を契機に、県内各地域の文化活動を技術面及び資金面から支援することで、全県的に文化の面から国際スポーツ大会を盛り上げるとともに、熊本文化の魅力を発信します。

【支援内容】

支援対象となる事業に要する経費(別紙参照)の 2 分の 1 以内で、かつ 50 万円を上限に助成します。

※支援がなくても収支が黒字になる場合は助成できません。収支が赤字でも、内定額満額を助成した場合黒字になるときは、助成額が減額となります。

【申請資格】

県内に活動拠点を置き、規約などを有し、文化活動を実施する団体。

ただし、社会通念上、相応しくないと判断される団体は対象にならないことがあります。

【支援の対象となる事業】

支援の対象となる事業は下記のいずれにも該当する事業です。

(1)要件

次の①及び②のいずれの要件も満たすもの。

- ① beyond2020 プログラム、東京 2020 文化オリンピアドのいずれか若しくは両方の認証を受けている事業(申請中も含ます)
- ② 熊本県芸術文化祭への参加を申請している事業

(2)対象となる事業の実施期間

2019 年 8 月 1 日～12 月 31 日

(3)実施場所

熊本県内各地

(4)対象となる分野

音楽・演劇・舞踊・美術・伝統芸能・伝統工芸・生活文化などを対象とします。

なお、さまざまな芸術活動の複合的なもの(フェスティバル等)も対象となります。

【支援の対象とならない事業】

前項の規定にかかわらず、次の各項目のいずれかに該当するものは、対象としません。

- (1) 営利を目的とする事業又は、チャリティーで寄付を伴う事業
- (2) 政治、宗教活動を目的とする事業
- (3) 団体関係者のみを対象とする事業
- (4) 特定の企業の広報・宣伝活動を伴う公演
- (5) 社会通念上、相応しくないとと思われる事業

【申込手続】

＜申込方法＞ 熊本文化プログラム支援事業申請書(様式1)に必要事項を記入の上、持参または郵送にてご提出ください。申請書は、熊本県立劇場ホームページからもダウンロードできます。

※ 支援事業申請書は返却しません。後日、記載内容について問い合わせる場合がありますので、コピーを取り保管してください。

※ 支援事業申請書に不備がある場合は審査の対象外となりますのでご注意ください。

＜申込先＞ 〒862-0971 熊本市中央区大江2丁目7番1号
(公財)熊本県立劇場 熊本文化プログラム支援事業係

＜申込期限＞ 2019年7月15日(月・祝)[必着]

※持参の場合は、申込期限日の午後7時までに熊本県立劇場1階事務所までお持ちください。

※beyond2020プログラム、東京2020文化オリンピックの認証を受けていない場合、申請要件に適合していることの事前確認を行います。認証に係る相談等を随時受け付けております。

【審査及び結果通知】

選定のポイントに則って書類審査を行います。採否の結果につきましては、応募団体に結果を文書で通知するとともに、支援が決定した事業の内容を県立劇場のホームページで公表します。

採否理由についての問い合わせには原則応じられません。

(選定のポイント)

- ①国際スポーツ大会を文化事業で効果的に盛り上げるものであるか。
- ②国際スポーツ大会で熊本を訪れる人を対象としたものであるか。特に海外からの参加を促進し、インバウンドの工夫がなされているものであるか。

【支援の条件】

事業を実施するにあたっては、(公財)熊本県立劇場と連携を密に行ってください。また、ポスター、チラシ、プログラム等に「beyond2020プログラムロゴマーク」及び「熊本文化プログラム支援事業」のクレジットを表示してください。

【公演実績報告書の提出】

開催日の翌々月末又は2020年1月末のいずれか早い日までに、以下の書類をご提出いただきます。

提出がない場合は助成取消となります。

(各書類の様式は、採択通知後、支援が決定した団体に配布します。)

- ＜提出書類＞
- ①実績報告書(様式3)
 - ②領収書等整理表
 - ③領収書又は支払証明書のコピー
 - ④活動状況のわかる資料(チラシ、プログラム、記録写真等)
 - ⑤報告書チェックシート

【事業に変更が生じた場合】

支援対象事業の内容や収支予算など、下記の項目に変更が生じる場合は、変更が生じることが分かった時点で必ずご連絡ください。事業変更申請書(様式 2)を提出していただきます。

- ・事業内容を大幅に変更する場合
- ・事業費を大幅に減額する場合
- ・助成事業を中止し、または廃止する場合

変更により支援対象公演の要件を満たさなくなる場合は、助成金を交付できなくなります。

【お問い合わせ】

(公財)熊本県立劇場
熊本文化プログラム支援事業係
TEL:096-363-2235

対象となる経費

項目	内訳例
(1)賃借料	会場使用料・附属設備使用料、練習会場使用料等
(2)音楽・文芸費	作詞・作曲・編曲料、調律料、楽譜・楽器レンタル料、写譜料、楽譜製本料、演出料、デザイン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料等
(3)舞台費	舞台設営費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、機材運搬費等
(4)出演料、諸謝金	出演料、講師謝礼、原稿執筆謝礼、会場整理・警備スタッフ賃金等
(5)旅費(交通費、宿泊費等)	出演者等交通費・宿泊費・日当等
(6)通信費	切手代、案内状送料、宅配便送料
(7)広告費、印刷費	広告宣伝費、立看板製作費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、プログラム印刷費、台本印刷費、資料印刷費等
(8)その他	入場料販売手数料、保険料、振込手数料、消耗品費、租税公課、録音・録画・撮影費等

対象とならない経費

食糧費・会食費、交際費・接待費、打ち上げ費、備品購入費(事務機器、楽譜、楽器等)、事務所維持費(恒常的な人件費、生活雑貨、医薬品、光熱水費など)、主催者自ら、もしくは主催者構成団体に支払った経費